

第92回

定時株主総会招集ご通知



開催日時

2023年6月28日（水曜日）
午前10時



開催場所

東京都港区南麻布一丁目18番4号
当社本店会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

- 第92回定時株主総会招集ご通知
- 株主総会参考書類
- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告書

株 主 各 位

証券コード1807
2023年6月9日
(電子提供措置の開始日 2023年6月6日)

東京都港区南麻布一丁目18番4号
株式会社佐藤渡辺
代表取締役社長
石井直孝

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <http://www.watanabesato.co.jp/ir/shareholder/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、**2023年6月27日（火曜日）午後5時30分までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

＜株主のみなさまへのお願い＞ ―新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について―

- ・ご来場の株主様は、当日までの流行状況やご自身の健康状態にご留意いただき、感染防止対策へのご協力を
お願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様には、体調確認や検温にご協力いただく場合がございます。また、体調不良と見受けられる
株主様には、運営スタッフがお声がけをさせていただき、ご入場を差し控えていただく場合がございますの
で、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。
- ・当社の役員および株主総会運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合
は、インターネット上の当社ホームページでお知らせいたします。

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区南麻布一丁目18番4号 当社本店会議室
末尾の「定時株主総会会場ご案内」をご参照ください。

3. 会議の目的事項

- 報告事項** ① 第92期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- ② 第92期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

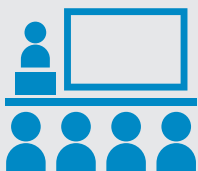
以 上

修正に関する事項

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトへ修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2023年6月28日（水曜日）午前10時

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年6月27日（火曜日）午後5時30分必着

インターネット等による議決権行使



次頁のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2023年6月27日（火曜日）午後5時30分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

インターネット等による 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権
行使期限

2023年6月27日（火曜日）
午後5時30分まで

議決権行使
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

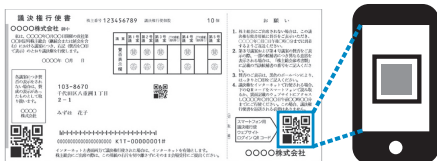


「スマート行使」について

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従つて行使をしていただきますようお願い申し上げます（ID・パスワードの入力は不要です）。

※「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

※「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正される場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトにてご修正をいただきますようお願い申し上げます。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

！ ご注意事項

- パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従つてお手続きください。
- 書面とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる行使を有効といたします。また、インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われた行使を有効といたします。

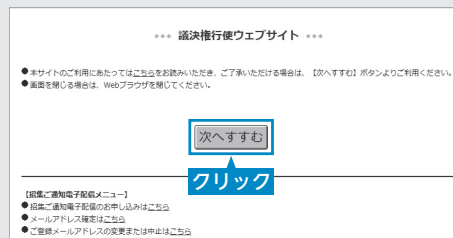
お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

0120-768-524（平日午前9時～午後9時）

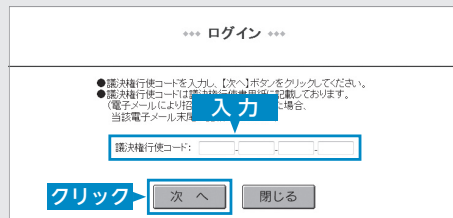
アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



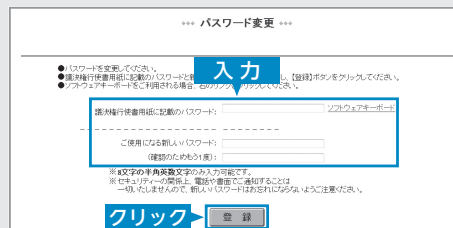
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力した上で、新パスワードを入力し、「登録」をクリック

以降は画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

【期末配当に関する事項】

第92期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき100円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、304,840,700円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の地位および担当	出席回数／取締役会
1	再任	石井直孝 (いしい なおたか)	代表取締役社長	15回／15回
2	再任	池田政人 (いけだ まさと)	代表取締役	14回／15回
3	再任	林 肇 (はやし はじめ)	取締役	15回／15回
4	再任	金井義治 (かない よしはる)	取締役	15回／15回
5	再任	横山和彦 (よこやま かずひこ)	取締役	15回／15回
6	再任	古川裕二 (ふるかわ ゆうじ)	取締役	15回／15回

候補者
番号

1

い し い な お た か
石井 直孝 (1955年12月6日生)

再任

在任年数
6年

所有する当社株式の数
5,898株

取締役会への出席状況
100%(15回/15回)

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1978年 4月 株式会社渡辺組入社
2007年 4月 当社工事本部工務部長
2009年 4月 当社事業本部工務部長
2009年12月 当社中部支店副支店長
2012年 4月 当社執行役員西日本支店長
2015年 4月 当社執行役員中日本支店長
2016年 4月 当社常務執行役員中日本支店長
2017年 4月 当社常務執行役員経営企画室長
2017年 6月 当社取締役常務執行役員経営企画室長
2018年 4月 当社代表取締役社長（現）

選任理由

石井直孝氏は、当社において長年にわたり建設事業に携わり、現場に精通した高い専門知識を有するとともに西日本支店長、中日本支店長などを歴任、2017年には取締役経営企画室長、2018年には代表取締役に就任し、経営の陣頭指揮を通じて強力なリーダーシップを発揮しており、当社の継続的な企業価値向上に努めております。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

い け だ ま さ と
池田 政人 (1956年11月23日生)

再任

在任年数

3年

所有する当社株式の数

3,591株

取締役会への出席状況

93%(14回/15回)

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1980年 4月 株式会社渡辺組入社
2010年 4月 当社施設工事支店工事部長兼安全環境部長
2013年 4月 当社工事本部工務部長
2015年 4月 当社執行役員西日本支店長
2018年 4月 当社常務執行役員関東支店長
2020年 4月 当社常務執行役員工事本部長
2020年 6月 当社取締役常務執行役員工事本部長
2022年 6月 当社代表取締役専務執行役員工事本部長（現）

選任理由

池田政人氏は、当社において長年にわたり建設事業に携わり、現場に精通した高い専門知識を有するとともに、西日本支店長、関東支店長などを歴任、2020年4月から当社の工事部門を統括し、取締役として求められる幅広い経験と能力が培われており、当社の継続的な企業価値向上に貢献していただけると判断させていただきました。

これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

はやし
林

はじめ
肇

(1957年12月31日生)

再任

在任年数
2年

所有する当社株式の数
3,779株

取締役会への出席状況
100%(15回/15回)

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1982年 4月 株式会社渡辺組入社
2008年 4月 当社関東支店工事部長
2013年 4月 当社中日本支店工事部長
2015年 4月 当社工事本部工務部長
2016年 4月 当社執行役員工事本部工務部長
2017年 4月 当社執行役員中日本支店長
2019年 4月 当社常務執行役員営業本部営業部長
2021年 6月 当社取締役常務執行役員営業本部営業部長
2022年 4月 当社取締役常務執行役員営業本部長（現）

選任理由

林肇氏は、当社において長年にわたり建設事業に携わり、現場に精通した高い専門知識を有するとともに、工事本部工務部長、中日本支店長などを歴任、2019年4月から当社の営業部門を統括し、取締役として求められる幅広い経験と能力が培われており、当社の継続的な企業価値向上に貢献していただけると判断させていただきました。

これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

かない よしはる
金井 義治

(1958年9月25日生)

再任

在任年数
2年

所有する当社株式の数
3,328株

取締役会への出席状況
100%(15回/15回)

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1982年 4月 佐藤道路株式会社入社
2011年 4月 当社管理本部経理部長
2013年 4月 当社管理本部管理部長兼経営企画部長
2014年 10月 当社経営企画室経営管理部長
2017年 4月 当社管理本部経理部長
2018年 4月 当社執行役員管理本部経理部長
2021年 4月 当社執行役員管理本部長兼経営企画室長
2021年 6月 当社取締役執行役員管理本部長兼経営企画室長
2022年 4月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼経営企画室長（現）

選任理由

金井義治氏は、当社において長年にわたり管理部門全般に従事し、豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、経営企画室経営管理部長・管理本部経理部長を歴任、2021年4月から当社の管理部門を統括し、取締役として求められる幅広い経験と能力が培われており、当社の継続的な企業価値向上に貢献していただけると判断させていただきました。

これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

よこやま かずひこ
横山 和彦 (1953年9月18日生)

再任

社外

独立

在任年数

4年

所有する当社株式の数

一 株

取締役会への出席状況

100%(15回/15回)

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1977年 4月 株式会社協和銀行入行（現株式会社りそな銀行）
2007年 6月 りそな信託銀行株式会社執行役員証券信託営業部担当
2009年 4月 株式会社りそな銀行常勤監査役
2012年 6月 同行退任
2012年 6月 昭和リース株式会社取締役会長
2018年 6月 同社退任
2018年 6月 河西工業株式会社社外取締役（現）
2019年 6月 当社社外取締役（現）

選任理由および期待される役割

横山和彦氏は、長きにわたり金融機関に在籍し経営者としての経験があり、豊富な見識と高い専門能力を有しております。同氏のこれまでの実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として取締役会の重要な意思決定を通じた経営の監督や会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る助言等、重要な役割を果たすことが期待できると判断させていただきました。

これらのことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

在任年数
3年所有する当社株式の数
1株取締役会への出席状況
100%(15回/15回)

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1984年 4月 株式会社協和銀行入行（現株式会社りそな銀行）
2013年 4月 株式会社りそな銀行代表取締役副社長兼執行役員
2014年 6月 株式会社りそなホールディングス取締役兼代表執行役
2017年 4月 りそな決済サービス株式会社代表取締役社長
2017年 6月 公益財団法人りそな中小企業振興財団理事長（現）
2017年 6月 株式会社りそなホールディングス退任
2019年 6月 ソーダニッカ株式会社社外取締役（現）
2020年 3月 りそな決済サービス株式会社退任
2020年 6月 当社社外取締役（現）

選任理由および期待される役割

古川裕二氏は、長きにわたり金融機関に在籍し経営者としての経験があり、豊富な見識と高い専門能力を有しております。同氏のこれまでの実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として取締役会の重要な意思決定を通じた経営の監督や会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る助言等、重要な役割を果たすことが期待できると判断させていただきました。

これらのことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 横山和彦氏および古川裕二氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の候補者であります。
3. 社外取締役候補者と特定関係事業者の関係について
古川裕二氏は過去10年間に於いて当社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあります。なお、横山和彦氏および古川裕二氏は当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたことはありません。加えて、両氏は当社あるいは当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずるものではありません。
4. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は本株主総会において横山和彦氏および古川裕二氏の再任が承認された場合、当社と両氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、職務の執行に関し善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする内容の責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料を全額負担しております。その契約の概要は被保険者が会社の役員として職務を執行したことに起因して、株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を補填するものであります。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役石原祥子氏および久保義人氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	1	いしはら さちこ 石原 祥子 (1970年5月14日生)	再任	社外
在任年数 8年 所有する当社株式の数 一 株 取締役会への出席状況 100%(15回/15回) 監査役会への出席状況 100%(14回/14回)	<p>略歴および当社における地位（重要な兼職の状況）</p> <p>1996年11月 石原会計事務所入所 1999年6月 税理士登録 2010年9月 税理士法人いしはら会計事務所設立に伴い、社員就任 2013年11月 同法人代表社員就任（現） 2015年6月 当社社外監査役（現）</p> <p>選任理由</p> <p>石原祥子氏は、税理士としての専門的見地ならびに企業経営を遂行するための十分な見識を有していることから、当社といたしましては、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p> <p>つきましては、客観的立場から当社の経営を監査していただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

在任年数

1年4ヶ月

所有する当社株式の数

一 株

取締役会への出席状況

100%(15回/15回)

監査役会への出席状況

100%(14回/14回)

略歴および当社における地位 (重要な兼職の状況)

- 1996年 4月 弁護士登録
横浜弁護士会 (現神奈川県弁護士会) 入会
豊島・佐藤総合法律事務所勤務
- 2003年 10月 パートナー弁護士となり、豊島・佐藤・久保総合法律事務所へ変更
- 2014年 10月 事務所名を港の見える法律事務所と変更 (現)
- 2022年 2月 当社社外監査役 (現)

選任理由

久保義人氏は、弁護士としての専門的見地ならびに企業経営を遂行するための十分な見識を有していることから、当社といたしましては、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

つきましては、客観的立場から当社の経営を監査していただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 石原祥子氏および久保義人氏は、社外監査役候補者であります。
3. 監査役との責任限定契約について

本議案が原案どおり承認され、石原祥子氏および久保義人氏の両氏が監査役に就任した場合には、当社と両氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を継続する予定であります。なお、その契約の概要としては、会社法第423条第1項の責任について、監査役の職務を遂行するにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負うとするものであります。

4. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料を全額負担しております。その契約の概要は被保険者が会社の役員として職務を執行したことに起因して、株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を補填するものであります。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりすべてご選任された場合の役員体制および当社が特に期待する専門性は以下のとおりとなります。

なお、これらは各役員が有するすべての知見を表すものではありません。

氏 名		専門性・経験					
		企業経営 経営戦略	営業戦略 マーケ ティング	安全 環境	技術 品質	財務 会計	法務・ コンプラ イアンス
取締役	石井直孝	●	●	●	●		
	池田政人	●	●	●	●		
	林 肇	●	●	●	●		
	金井義治	●				●	●
	横山和彦	●				●	●
	古川裕二	●				●	●
監査役	山本 出					●	●
	石原祥子					●	
	久保義人						●

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

さとう もとあき
佐藤 源晃 (1987年12月26日生)

社外

略歴（重要な兼職の状況）

2014年12月 弁護士登録
横浜弁護士会（現神奈川県弁護士会）入会
港の見える法律事務所入所（現）

所有する当社株式の数
一 株

選任理由

佐藤源晃氏は、弁護士としての専門的見地ならびに企業経営を遂行するための十分な見識を有していることから、当社といたしましては、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。つきましては、監査役の員数を欠くことになる場合に社外監査役として就任いただき、客観的立場から当社の経営を監査していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐藤源晃氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 本議案が原案どおり承認され、佐藤源晃氏が社外監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であります。
なお、その契約の概要としては、会社法第423条第1項の責任について、同氏が監査役の職務を遂行するにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負うものであります。
4. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料を全額負担しております。その契約の概要は被保険者が会社の役員として職務を執行したことに起因して、株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を補填するものであります。候補者が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、個人消費や設備投資に持ち直しの動きが見られるものの、物価の上昇や急激な為替変動、世界的な金融引き締めによる経済活動の減速懸念など、先行きについては依然として不透明な状況が続きました。

道路建設業界におきましては、民間設備投資の持ち直しや高度成長期以降に整備された社会インフラの維持管理・更新など、建設需要は底堅さを維持しているものの、受注競争の激化やウクライナ情勢の長期化などによる原材料・エネルギー価格の高騰によるコスト増など、今後の経営環境は引き続き予断を許さない状況にあります。

このような状況の中で、当社グループは事業環境の変化に柔軟に対応し、安定的に利益を生み出す会社を目指すことを基本方針とする「中期経営計画（2021年度～2023年度）」を策定し、数値目標の達成および2023年12月の創業100周年に向け、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

その結果、受注高は、376億1千6百万円と前年同期比3.2%増となり、売上高は、346億5千6百万円と前年同期比7.5%減となりました。

損益につきましては、工事の受注時期が期初想定よりも遅れたことや一部工事の進捗遅れ等により、経常利益は、7億9百万円と前年同期比72.4%減となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、4億4千6百万円と前年同期比74.2%減となりました。

部門別の事業の概況は以下のとおりであります。

当連結会計年度の受注高・売上高・繰越高

(単位：千円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
工 事 部 門	舗 装	10,737,988	27,313,331	25,023,655	13,027,664
	土 木 等	1,532,813	5,805,551	5,134,925	2,203,440
	計	12,270,801	33,118,883	30,158,580	15,231,105
製品等販売部門		—	4,498,031	4,498,031	—
合 計		12,270,801	37,616,914	34,656,611	15,231,105

(工事部門)

当連結会計年度の受注高は331億1千8百万円（前年同期比4.4%増）となりました。また、完成工事高は301億5千8百万円（前年同期比7.8%減）となり、次期繰越高は152億3千1百万円（前年同期比24.1%増）となりました。

主な受注工事

発注者	工事名	工事場所
東日本高速道路（株）	東北自動車道 R5安代～青森間舗装補修工事	青森県
東日本高速道路（株）	常磐自動車道 水戸舗装補修工事	茨城県
東日本高速道路（株）	常磐自動車道 R5常磐富岡～新地間舗装補修工事	福島県
東京港埠頭（株）	令和4年度 外貿埠頭ヤード舗装及びその他補修工事	東京都
東京港埠頭（株）	令和4年度 大井コンテナ埠頭第1・2パース及び第6・7パースヤード改修工事	東京都

主な完成工事

発注者	工事名	工事場所
奥村組土木興業(株)	新田原 (R元) 駐機場等整備土木工事	宮崎県
東京港埠頭 (株)	令和3年度 外貿埠頭ヤード舗装及びその他補修工事	東京都
西洋環境開発 (株)	紀の川用水路改良工事	和歌山県
国土交通省中部地方整備局	令和4年度 三遠道路3号トンネル新城地区舗装工事	愛知県
T S U C H I Y A (株)	(仮称) アートバンライン海老名特定流通業務施設計画	神奈川県

(製品等販売部門)

当連結会計年度の売上高は44億9千8百万円（前年同期比5.3%減）となりました。

(2) 資金調達の状況

資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、合材工場・破砕工場の機械設備や工事用機械などの拡充更新を中心に投資を行い、その総額は約3億4千万円であります。

(4) 対処すべき課題

道路建設業界におきましては、公共投資や民間設備投資は引き続き堅調に推移することが見込まれるものの、受注環境が一段と厳しくなることも懸念されます。また、原材料価格の高騰や人材需要の高まりなどによる建設コストの上昇に加え、建設業における時間外労働の上限規制に向けた環境整備など、今後の経営環境は引き続き予断を許さない状況にあります。

このような環境のもと、当社グループは、2023年12月に創業100周年を迎えます。「中期経営計画（2021年度～2023年度）」の最終年度でもあり、数値目標の達成に向けて当社グループ一丸となって取り組んでまいります。経営信条である「社会の求めるものに応えることを通し、社会に奉仕する。」の実践により、すべてのステークホルダーから信頼されるよう、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 89 期	第 90 期	第 91 期	第 92 期 (当連結会計年度)
受 注 高	39,436,730	37,843,806	36,459,075	37,616,914
売 上 高	36,861,426	39,918,978	37,452,224	34,656,611
経 常 利 益	1,565,706	2,890,494	2,569,008	709,350
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,044,555	1,844,514	1,728,339	446,673
1株当たり当期純利益	327.40円	590.67円	594.21円	146.69円
総 資 産 額	31,515,637	32,378,593	32,632,900	32,276,813
純 資 産 額	16,232,294	17,947,521	19,107,464	19,354,289
1株当たり純資産額	5,066.78円	5,746.46円	6,265.44円	6,323.17円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
 3. 第91期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第91期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 千円	議決権比率 %	主要な事業内容
拓 神 建 設 株 式 会 社	40,000	100.0	道路舗装工事請負業
株 式 会 社 弘 永 舗 道	45,000	78.1	道路舗装工事請負業、アスファルト混合材製造および販売業
株 式 会 社 創 誠	10,000	100.0	道路舗装工事請負業
あすなる道路株式会社	80,000	100.0	道路舗装工事請負業、アスファルト混合材製造および販売業

③ その他

当社は、2023年3月31日付であすなる道路株式会社の全株式を取得し、連結子会社としております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、建設業法による許可を受け、主に舗装工事、土木工事等の請負ならびにこれらに関連する事業を行うほか、アスファルト合材等の製品の製造、販売等の事業活動を展開しております。

(8) 主要な営業所等

① 当社

本 店 東京都港区南麻布一丁目18番4号
支 店 東北支店（宮城県仙台市）、関東支店（東京都港区）
 施設工事支店（東京都港区）、中部支店（愛知県名古屋市）
 北陸支店（富山県富山市）、近畿支店（大阪府大阪市）
 中国支店（広島県広島市）、四国支店（香川県高松市）
 九州支店（福岡県糟屋郡新宮町）

技術研究所（茨城県稲敷郡美浦村）

② 重要な子会社

拓神建設株式会社（神奈川県横浜市）、株式会社弘永舗道（青森県弘前市）、
株式会社創誠（福島県石川郡石川町）、あすなる道路株式会社（北海道札幌市）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
563 名	(増) 47 名

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
517 名	(増) 14 名	45.4 歳	21.0 年

(注) 上記従業員数には他社への出向者9名と臨時従業員の154名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 り そ な 銀 行	89,866 千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	12,000,000株
(2) 発行済株式の総数 (自己株式を除く)	3,048,407株
自己株式	147,293株
(3) 株 主 数	665名
(4) 上位10名の株主	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
渡 邊 忠 泰	390 ^{千株}	12.8 [%]
有 限 会 社 創 翔	331	10.9
佐 藤 工 業 株 式 会 社	290	9.5
東 亜 道 路 工 業 株 式 会 社	241	7.9
株 式 会 社 ア ス 力	196	6.4
U B E 三 菱 セ メ ン ト 株 式 会 社	161	5.3
常 盤 工 業 株 式 会 社	105	3.4
内 藤 征 吾	93	3.1
佐 藤 渡 辺 従 業 員 持 株 会	73	2.4
東 亜 建 設 工 業 株 式 会 社	62	2.1

- (注) 1. 当社は、自己株式147千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 2022年3月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、エフエムアール エルエルシー (FMR LLC) が2022年3月15日現在で159千株を所有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	6,274 株	4 名
社外取締役	—	—
監査役	—	—
執行役員	4,703	9

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2023年3月31日現在)

役職名	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	石井直孝	—
代表取締役	池田政人	工事本部長
取締役	林肇	営業本部長
取締役	金井義治	管理本部長兼経営企画室長
取締役	横山和彦	河西工業株式会社社外取締役
取締役	古川裕二	公益財団法人りそな中小企業振興財団理事長 ソーダニッカ株式会社社外取締役
常勤監査役	山本出	—
監査役	石原祥子	税理士
監査役	久保義人	弁護士

- (注) 1. 取締役横山和彦および取締役古川裕二の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、監査役石原祥子および監査役久保義人の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役石原祥子氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役久保義人氏は弁護士として企業法務および税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は、次のとおりであります。

【退任】

2022年6月28日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって、退任した取締役は、次のとおりであります。

退任時の地位	氏名
代表取締役	原淳一

【辞任】

2023年2月21日をもって、辞任した監査役は、次のとおりであります。

退任時の地位	氏名
常勤監査役	横倉一郎

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られております。

(3) 会社の役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、取締役、監査役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の内容は、被保険者が株主や第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を補填するものであります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における故意または犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は、保険金支払の対象外としております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬等に係る決定方針については、2021年4月22日開催の取締役会において決定方針を以下のとおり決議しております。

- ・ 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上および業績に対するモチベーションアップを主眼とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。
- ・ 基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて経営内容、社会的水準、従業員給与とのバランスも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

- ・業績連動報酬（賞与）は、経常的に利益を確保することの重要性から経常利益を指標とした金銭報酬とし、各事業年度の経常利益の達成度に応じて、固定基準額に「役員報酬内規」に定められた係数を乗じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給する。
- ・非金銭報酬等は譲渡制限付株式とし、取締役に対する月例の固定報酬を基準として、これに一定の係数を乗じることで、各対象者に支給する金銭債権額を決定し、この金銭債権額を現物出資の方法で給付することと引き換えに、譲渡制限付株式を割り当てることとする。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、1992年6月24日開催の第61回定時株主総会の決議により年間2億円以内と定められております。（ただし、使用人分給与は含まない）当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名（うち、社外取締役は0名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第90回定時株主総会の決議により、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年間4千万円以内（社外取締役は付与対象外）と定められております。当該定時株主総会終結時点の取締役会の員数は7名（うち、社外取締役2名）です。

当社の監査役の金銭報酬の額は、1992年6月24日開催の第61回定時株主総会の決議により年間3千万円以内と定められております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法に関する事項

基本報酬の個人別の報酬等の額の決定については、毎年、定時株主総会後に開催される定時取締役会において、決定方針との整合性等を審議し、決定方針に沿うものであるかを判断して決議しております。

また、業績連動報酬（賞与）の個人別の報酬等の額の決定については、毎年4月に開催する定時取締役会において、前事業年度の経常利益の達成度、決定方針との整合性等の審議し、決定方針に沿うものであるかを判断して決議し、毎年一定の時期に支給しております。

非金銭報酬等である株式報酬の個人別の決定については、毎年、定時株主総会後に開催される定時取締役会により決議しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	対象となる 役員の員数	報酬等の種類別の額(百万円)			報酬等の額 (百万円)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち、社外取締役)	7名 (2名)	88 (14)	17 (-)	13 (-)	119 (14)
監査役 (うち、社外監査役)	4名 (2名)	21 (6)	- (-)	- (-)	21 (6)
合計	11名 (4名)	110 (20)	17 (-)	13 (-)	141 (20)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の取締役の支給人員には、当事業年度中に退任した1名を含んでおります。
3. 上記の監査役の支給人員には、当事業年度中に辞任した1名を含んでおります。
4. 業績連動報酬である賞与に係る指標は、経常に利益を確保することの重要性から経常利益としており、報酬の額は、経常利益の達成度に応じて固定基準額に「役員報酬内規」に定めた係数を乗じた金額としております。なお、当事業年度における経常利益の目標は18億5千万円で、実績は6億5千3百万円であります。
5. 非金銭報酬として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容およびその交付状況は2.会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先および地位	当社との関係
取締役	横山和彦	河西工業株式会社社外取締役	特別な利害関係はありません。
取締役	古川裕二	公益財団法人りそな中小企業振興財団理事長 ソーダニッカ株式会社社外取締役	特別な利害関係はありません。 特別な利害関係はありません。
監査役	石原祥子	税理士法人いしはら会計事務所代表社員	特別な利害関係はありません。
監査役	久保義人	港の見える法律事務所パートナー弁護士	特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役（非常勤）	横山和彦	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、金融業界における豊富な経験に基づく高い見識を活かした発言を適宜行っております。また、社外取締役として取締役会の重要な意思決定を通じた経営の監督や会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る助言等、重要な役割を果たしております。
社外取締役（非常勤）	古川裕二	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、金融業界における豊富な経験に基づく高い見識を活かした発言を適宜行っております。また、社外取締役として取締役会の重要な意思決定を通じた経営の監督や会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る助言等、重要な役割を果たしております。
社外監査役（非常勤）	石原祥子	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、また、監査役会14回のすべてに出席し、主に税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言を行っております。
社外監査役（非常勤）	久保義人	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、また、監査役会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

①	報酬等の額	40,000千円
②	当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範やコンプライアンス体制に係る諸規定を定めております。また、その徹底を図るため、役職者教育等を行います。内部監査部門は、それぞれの担当部署と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査しております。これら活動は定期的に取締役会および監査役会に報告されるものとしております。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営しております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書管理規程等に従い、取締役の職務執行に係る文書を適切に管理・保存しております。また、情報の管理につきましては「情報システム管理規程」に基づき、安全性の確保に努めております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、財務、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を任命するものとしております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は経営に関する重要な意思決定機能および業務執行の監督機能を担い、業務執行機能を執行役員が担うことで、権限および責任を明確化し、迅速かつ効率的な意思決定と業務執行を推進しております。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社管理規程に基づき子会社の業務執行を管理し、子会社は、定期的に当社取締役会へ業務執行についての報告を行うものとしております。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社における事業推進に伴う損失の危険の管理について、リスクの適切な識別および管理の重要性を認識・評価することで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制を構築しております。

ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会はグループの事業に関して責任を負う取締役を任命し、コンプライアンス体制、リスク管理体制の構築に関する権限と責任を与え、職務の執行が効率的に行われるための規程を整備しております。また、本社経営企画室は、グループの事業に関して横断的に推進し、管理しております。

ニ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

子会社にも当社の行動規範やコンプライアンス体制に係る諸規程を適用することで、グループ全体の業務の適正化を図っております。

(6) 当社の監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。

(7) 当社の監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室所属の職員は、その命令に関して、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないものとしております。

(8) 当社の監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

役職員は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室所属の職員に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応することとしております。

(9) 当社グループの取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役会は、当社グループの取締役および使用人等が、監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報規程に基づくホットラインへの通報状況およびその内容等をすみやかに報告する体制を整備しております。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定しております。

(10) 当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備しております。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理しております。また、監査役は、監査の実施にあたり必要と認められるときは、自らの判断で法律・会計等の専門家に相談をすることができ、その費用は会社が負担しております。

(12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定しております。また、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受けて意見交換を行っております。取締役会は、重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保しております。

(13) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社の取締役会は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備および運用状況等を定期的に評価するとともに、維持・改善に努めております。

(14) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「コンプライアンス管理規程」に基づき「コンプライアンス委員会」を開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議したうえで、必要に応じて、コンプライアンス体制を見直しました。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成し、監査役3名も出席したうえで開催し、取締役の職務執行を監督しました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限および責任の範囲で、職務を執行しました。

子会社については、「子会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営および当社による実効性のある管理の実現に努めました。

当社の内部監査室は、社長の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部室店所を対象とする監査を実施し、その結果および改善状況を代表取締役および監査役に報告しました。

当社の監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、年14回の監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査室・会計監査人と連携し、取締役および使用人の職務の執行状況を監査しました。

当社の常勤監査役は、取締役および使用人の職務の執行状況を監査するとともに、支店長会議等の重要会議に出席し必要な場合は意見を述べました。

6. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした姿勢で挑み、不当・不正な要求を断固拒否するとともに、一切関係を持たず、経済的利益の供与を行わないことを基本方針としております。また、不当・不正な要求に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴追センター・弁護士等との緊密な連携関係を構築しております。

※本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

資 産 の 部	千円	負 債 の 部	千円
流 動 資 産	18,252,641	流 動 負 債	9,150,043
現金預金	4,801,971	支払手形・工事未払金等	7,262,246
受取手形・完成工事未収入金等	12,276,422	一年以内返済予定長期借入金	48,996
未成工事支出金	718,861	未払法人税等	255,895
その他の棚卸資産	220,246	未払消費税等	14,267
その他	240,464	未成工事受入金	573,018
貸倒引当金	△5,325	賞与引当金	364,705
固 定 資 産	14,024,172	完成工事補償引当金	6,790
有 形 固 定 資 産	10,028,725	工事損失引当金	31,200
建物・構築物	3,141,575	その他	592,924
機械装置・車両	698,403	固 定 負 債	3,772,480
工具器具・備品	72,997	長期借入金	40,870
土地	5,961,465	再評価に係る繰延税金負債	886,522
建設仮勘定	6,174	退職給付に係る負債	2,553,412
その他	148,108	その他	291,675
無 形 固 定 資 産	430,564	負 債 合 計	12,922,524
のれん	191,907	純 資 産 の 部	
その他	238,657	株 主 資 本	17,268,303
投 資 其 他 資 産	3,564,882	資本金	1,751,500
投資有価証券	2,687,704	資本剰余金	935,625
長期貸付金	25,661	利益剰余金	15,005,357
破産更生債権等	47,591	自己株式	△424,180
繰延税金資産	779,765	その他の包括利益累計額	2,007,284
その他	63,163	その他有価証券評価差額金	463,996
貸倒引当金	△39,004	土地再評価差額金	1,698,058
		退職給付に係る調整累計額	△154,771
		非支配株主持分	78,702
資 産 合 計	32,276,813	純 資 産 合 計	19,354,289
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	32,276,813

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

科 目	金 額	千円
売上高	34,656,611	千円
売上原価	31,891,555	
売上総利益	2,765,055	
販売費及び一般管理費	2,148,931	
営業利益	616,124	
営業外収益		104,420
受取利息及び配当金	39,597	
持分法による投資利益	36,798	
その他	28,023	
営業外費用		11,194
支払利息	6,877	
その他	4,317	
経常利益	709,350	
特別利益		27,514
固定資産売却益	27,514	
特別損失		6,439
固定資産除却損	6,284	
減損損失	155	
税金等調整前当期純利益		730,425
法人税、住民税及び事業税	256,606	
法人税等調整額	25,011	281,618
当期純利益	448,806	
非支配株主に帰属する当期純利益		2,133
親会社株主に帰属する当期純利益		446,673

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,751,500	939,993	14,923,177	△455,766	17,158,903
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△364,492		△364,492
親会社株主に帰属する当期純利益			446,673		446,673
自己株式の取得				△26	△26
自己株式の処分		△4,367		31,612	27,244
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△4,367	82,180	31,585	109,399
当 期 末 残 高	1,751,500	935,625	15,005,357	△424,180	17,268,303

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	252,049	1,698,058	△78,115	1,871,992	76,568	19,107,464
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△364,492
親会社株主に帰属する当期純利益						446,673
自己株式の取得						△26
自己株式の処分						27,244
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	211,947		△76,655	135,292	2,133	137,425
連結会計年度中の変動額合計	211,947	-	△76,655	135,292	2,133	246,824
当 期 末 残 高	463,996	1,698,058	△154,771	2,007,284	78,702	19,354,289

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数および連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

拓神建設(株)、(株)弘永舗道、(株)創誠、あすなろ道路(株)

あすなろ道路株式会社は2023年3月31日に全株式を取得したことに伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、当連結会計年度は連結貸借対照表のみ連結しております。

- (2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

佐々幸建設(株)、S Wテクノ(株)、小石川建設(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の数および会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の数 1社

会社の名称 あすか創建(株)

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称

会社の名称

(非連結子会社)

佐々幸建設(株)、S Wテクノ(株)、小石川建設(株)

(関連会社)

東舗工業(株)、(株)サルビアアスコン、となみ野アスコン(株)

持分法を適用しなかった理由

持分法を適用しない非連結子会社または関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

未成工事支出金……個別法による原価法

材料貯蔵品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 収益および費用の計上基準

当社グループは、建設業法による許可を受け、主に舗装・土木等に係る建設工事の受注、施工ならびにこれらに関連する事業を行うとともに、アスファルト合材およびその関連製品の製造、販売等の事業活動を展開しております。

イ. 工事部門に係る収益認識

当社グループでは、舗装・土木等の建設工事に関し、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、発生したコストに基づくインプット法により収益を認識する方法としております。なお、インプット法により履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることはできないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識し、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

履行義務の対価について、大規模な工事などは履行義務の充足とは別に契約期間中に段階的に受領し、それ以外の工事については完全に履行義務を充足したのち一定期間後に受領しており、ともに重要な金融要素は含んでおりません。

ロ. 製品等販売部門に係る収益認識

当社グループでは、アスファルト合材等の製造・販売に関し、すべてが国内取引であり、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷した時点で収益を認識しております。

履行義務の対価については、出荷したのち概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生した連結会計年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

- ③ ヘッジ会計の方法
 - イ.ヘッジ会計の方法
特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
 - ロ.ヘッジ手段とヘッジ対象
金利スワップにより、借入金の金利変動リスクをヘッジしております。
 - ハ.ヘッジ方針
経理部が、借入金の金利変動リスクを回避する目的で一元管理しております。
 - ニ.ヘッジ有効性評価の方法
特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- ④ のれんの償却方法および償却期間
のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用

- ① 会計方針の変更の内容および理由
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度から適用しております。
- ② 遡及適用をしなかった理由等
時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。
- ③ 連結計算書類の主な項目に対する影響額
連結計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

発生したコストに基づくインプット法に基づいて計上した完成工事高

- ・当連結会計年度の完成工事高のうち発生したコストに基づくインプット法によるもの
14,578,452千円

- ・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

舗装・土木等の建設工事に関する収益計上について、期間がごく短い工事を除き、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、発生したコストに基づくインプット法に基づき収益を認識する方法を適用しております。

適用に当たり、工事収益総額、工事原価総額および当連結会計年度末における工事進捗度を合理的に見積り、収益を計上しております。

当連結会計年度末における工事進捗度を合理的に見積る方法として発生したコストに基づくインプット法を採用し、適切に工事進捗度を見積っております。工事収益総額については、工事契約の内容の変更により契約金額が変更される場合があります。

また、工事原価総額については、工事契約ごとの実行予算に基づき見積られますが、その策定に当たり技術的または物質的な要素や仕様に関連する不確実性が存在し、これらの要因は翌連結会計年度の当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建	物	1,684,430千円
土	地	5,277,347千円
合	計	6,961,778千円

(2) 担保に係る債務

長期借入金	89,866千円
-------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

14,609,120千円

3. 事業用土地再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

② 再評価を行った年月日

2002年3月31日

4. 棚卸資産

工事損失が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は179,556千円であります。

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類および総数

普通株式 3,195,700株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 364,492千円 |
| ② 1株当たり配当金 | 120円00銭 |
| ③ 基準日 | 2022年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2022年6月29日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 304,840千円 |
| ② 1株当たり配当金 | 100円00銭 |
| ③ 基準日 | 2023年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2023年6月29日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しています。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入や社債発行による方針であります。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が経営者に報告されております。

長期貸付金は、従業員に対する貸付金であり、毎月残高管理を行っております。

破産更生債権等は、受取手形・完成工事未収入金等の営業債権およびその他の債権のうち、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権等であり、個別に回収可能額を定期的に把握する体制としております。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

法人税、住民税（都道府県民税および市町村民税をいう）および事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼすべてが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に固定資産購入に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動リスクに晒されておりますが、資金計画を作成する等の方法により管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、担当役員ならびに代表取締役の決裁を受けることとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。詳細につきましては、「(注2)」をご参照ください。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形・完成工事未収入金、支払手形・工事未払金等、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	1,228,082	1,228,082	—
(2) 長期貸付金	25,661	26,846	1,184
(3) 破産更生債権等	47,591	8,586	△39,004
資産計	1,301,336	1,263,516	△37,819
(1) 一年以内返済予定長期借入金	48,996	49,781	785
(2) 長期借入金	40,870	40,084	△785
負債計	89,866	89,866	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項は、次のとおりであります。

資 産

(1) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(2) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 破産更生債権等

破産更生債権等の時価については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を差し引いた当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 一年以内返済予定長期借入金、(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記負債(2) 長期借入金 参照）。

(注2) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	80,277

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産（1）投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
受取手形・完成工事未収入金等	12,276,422	—	—	—
長期貸付金	—	25,661	—	—
合計	12,276,422	25,661	—	—

(注) 破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

(注4) 借入金の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	48,996	40,870	—	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券				
株式	1,228,082	—	—	1,228,082
資産計	1,228,082	—	—	1,228,082

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	26,846	—	26,846
破産更生債権等	—	8,586	—	8,586
資産計	—	35,433	—	35,433
一年以内返済予定長期借入金	—	49,781	—	49,781
長期借入金	—	40,084	—	40,084
負債計	—	89,866	—	89,866

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(下記「一年以内返済予定長期借入金ならびに長期借入金」参照)

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

破産更生債権等

破産更生等債権の時価は、長期貸付金と同様に割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、または、担保および保証による回収見込額等を基に割引現在価値法により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要ではないためレベル2の時価に分類しております。

一年以内返済予定長期借入金ならびに長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(上記「デリバティブ取引」参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

Ⅶ.収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、建設事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を財またはサービスの移転時期に基づき分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	事業の部門別		合計
	工事部門	製品等販売部門	
顧客との契約から生じる収益			
一時点で移転される財またはサービス	15,380,373	4,498,031	19,878,404
一定の期間にわたり移転される財またはサービス	14,578,452	—	14,578,452
(小計)	29,958,825	4,498,031	34,456,856
その他の収益	199,754	—	199,754
外部顧客への売上高(合計)	30,158,580	4,498,031	34,656,611

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. (4) ①収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しております。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の期末残高

当連結会計年度において当社グループにおける顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の期末残高は次のとおりであります。連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権および契約資産は「受取手形・完成工事未収入金等」に、契約負債は「未成工事受入金」に含まれております。

(単位：千円)

	2023年3月31日
顧客との契約から生じた債権	8,787,013
契約資産	3,487,115
契約負債	573,018

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた額は、529,151千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

2023年3月31日現在、舗装・土木等の建設工事に係る残存履行義務へ配分した取引価格の総額は15,231,105千円であります。それらは今後、履行義務を充足させることにより、3年以内に収益を認識することを見込んでおります。

Ⅷ. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用不動産および遊休の土地を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)
1,549,712	3,975,973

(注) 当期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、固定資産税評価額を合理的に調整して算出しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 6,323円17銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 146円69銭 |

X. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

- (1) 被取得企業の名称およびその事業の内容
被取得企業の名称：あすなろ道路株式会社（以下、「あすなろ道路」という。）
事業の内容：道路工事、舗装工事、その他道路に関する工事ならびに一般土木工事の設計施工および監理、舗装材料の製造および販売、建設工事用機械および資材の販売および賃貸
- (2) 企業結合を行った主な理由
あすなろ道路を子会社化することにより、当社グループの北海道方面への商圏拡大が見込めることから、「中期経営計画（2021年度～2023年度）」の達成に寄与するものと判断し、あすなろ道路の株式を取得（子会社化）いたしました。
- (3) 企業結合日
2023年3月31日（株式取得日）
- (4) 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式の取得
- (5) 結合後企業の名称
変更はありません。
- (6) 取得した議決権比率
100%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が、現金を対価として全株式を取得したためであります。

2. 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

当連結会計年度は、貸借対照表のみを連結しているため、被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

株式取得の相手方との協議により非開示とさせていただきます。

4. 主要な取得関連費用の内容および金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 52,350千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

(1) 発生したのれん

191,907千円

なお、上記の金額は、企業結合日以後、決算日までの期間が短く、企業結合日時点の識別可能資産および負債の特定ならびに時価の見積りが未了であるため、取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に算定された金額であります。

(2) 発生原因

あすなる道路が営む北海道内の工事に特化した事業展開、官公庁を主体とした営業基盤が確立されており、長年にわたる舗装・土木工事業に携わってきた豊富な経験とノウハウを活かした業務の効率化や技術力の高さを強みとすることで、事業拡大が期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法および償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

流動資産	750,995千円
固定資産	244,972千円
資産合計	995,967千円
流動負債	88,540千円
固定負債	71,625千円
負債合計	160,165千円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算およびその算定方法

売上高	1,344,077千円
営業損失 (△)	△50,763千円
経常損失 (△)	△50,970千円
税金等調整前当期純損失 (△)	△50,970千円
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△33,898千円

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高および損益情報を影響の概算額としております。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

資 産 の 部		千円	負 債 の 部		千円
流 動 資 産		16,521,127	流 動 負 債		8,801,325
現金預金		3,651,752	支払手形		3,607,340
受取手形		1,288,513	工事未払金		3,415,755
完成工事未収入金		9,309,742	一年以内返済予定長期借入金		48,996
売掛金		1,195,749	リース債務		43,153
未成工事支出金		685,533	未払費用		242,864
材料貯蔵品		201,548	未払法人税等		119,047
短期貸付金		12,638	未成工事入金		246,318
未収消費税等		37,544	預り金		555,834
前払費		21,345	賞与引当金		74,180
その他の当金		119,102	完成工事補償引当金		340,600
貸倒引当金		△2,342	工事損失引当金		5,600
			設備支払手形		31,200
					70,434
固 定 資 産		13,678,079	固 定 負 債		3,451,175
有 形 固 定 資 産		9,766,962	長期借入金		40,870
建物・構築物		3,074,006	リース債務		106,202
機械装置・車両		635,862	長期預り金		156,000
工具器具・備品		62,992	再評価に係る繰延税金負債		886,522
土地		5,868,341	退職給付引当金		2,250,947
リース資産		119,585	その他の		10,633
建設仮勘定		6,174	負 債 合 計		12,252,500
無 形 固 定 資 産		233,589	純 資 産 の 部		
ソフトウェア		201,941	株 主 資 本		15,785,849
リース資産		16,705	資本金		1,751,500
その他の		14,942	資本剰余金		935,625
投資その他の資産		3,677,527	資本準備金		600,000
投資有価証券		1,308,360	その他資本剰余金		335,625
関係会社株		1,635,738	利 益 剰 余 金		13,522,904
長期貸付		25,661	その他利益剰余金		13,522,904
破産更生債権等		46,715	繰越利益剰余金		13,522,904
繰延税金資産		651,369	自 己 株 式		△424,180
その他の		47,851	評価・換算差額等		2,160,856
貸倒引当金		△38,170	その他有価証券評価差額金		462,797
			土地再評価差額金		1,698,058
資 産 合 計		30,199,206	純 資 産 合 計		17,946,706
			負 債 ・ 純 資 産 合 計		30,199,206

損益計算書

(2022年 4月 1日から
2023年 3月 31日まで)

科 目	金 額	金 額
売 上 高	千円	千円
完成工事高	29,022,052	
製品等売上高	4,491,492	
売 上 原 価		30,923,440
完成工事原価	26,545,150	
製品等売上原価	4,378,290	
売 上 総 利 益		2,590,104
完成工事総利益	2,476,902	
製品等売上総利益	113,202	
販売費及び一般管理費		2,002,338
営 業 利 益		587,765
営 業 外 収 益		74,550
受取利息及び配当金	48,147	
その他の	26,402	
営 業 外 費 用		8,828
支払利息	6,852	
その他の	1,976	
経 常 利 益		653,486
特 別 利 益		27,514
固定資産売却益	27,514	
特 別 損 失		6,439
固定資産除却損失	6,284	
減損損失	155	
税 引 前 当 期 純 利 益		674,562
法人税、住民税及び事業税	230,960	
法人税等調整額	23,163	254,123
当 期 純 利 益		420,438

株主資本等変動計算書

(2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月 31日まで)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,751,500	600,000	339,993	939,993
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			△4,367	△4,367
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	-	-	△4,367	△4,367
当 期 末 残 高	1,751,500	600,000	335,625	935,625

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	13,466,959	13,466,959	△455,766	15,702,686
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△364,492	△364,492		△364,492
当 期 純 利 益	420,438	420,438		420,438
自 己 株 式 の 取 得			△26	△26
自 己 株 式 の 処 分			31,612	27,244
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	55,945	55,945	31,585	83,163
当 期 末 残 高	13,522,904	13,522,904	△424,180	15,785,849

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	251,211	1,698,058	1,949,269	17,651,955
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△364,492
当 期 純 利 益				420,438
自 己 株 式 の 取 得				△26
自 己 株 式 の 処 分				27,244
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	211,586		211,586	211,586
事業年度中の変動額合計	211,586	-	211,586	294,750
当 期 末 残 高	462,797	1,698,058	2,160,856	17,946,706

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの ……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

未成工事支出金…個別法による原価法

材 料 貯 蔵 品…移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生した事業年度より費用処理しております。

⑤ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(5) 収益および費用の計上基準

当社は、建設業法による許可を受け、主に舗装・土木等に係る建設工事の受注、施工ならびにこれらに関連する事業を行うとともに、アスファルト合材およびその関連製品の製造、販売等の事業活動を展開しております。

① 工事部門に係る収益認識

当社では、舗装・土木等の建設工事に関し、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、発生したコストに基づくインプット法により収益を認識する方法としております。

なお、インプット法により履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることはできないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識し、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 製品等販売部門に係る収益認識

当社では、アスファルト合材等の製造・販売に関し、すべてが国内取引であり、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷した時点で収益を認識しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

金利スワップにより、借入金の金利変動リスクをヘッジしております。

③ ヘッジ方針

経理部が、借入金の金利変動リスクを回避する目的で一元管理しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

① 会計方針の変更の内容および理由

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度から適用しております。

② 遡及適用をしなかった理由等

時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

③ 計算書類の主な項目に対する影響額

計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

発生したコストに基づくインプット法に基づいて計上した完成工事高

・当事業年度の完成工事高のうち発生したコストに基づくインプット法によるもの
14,437,538千円

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表と同一のため、記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産	
建 物	1,684,430千円
土 地	5,277,347千円
合 計	6,961,778千円
担保に係る債務	
長期借入金	89,866千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 13,595,571千円

(3) 事業用土地再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

② 再評価を行った年月日 2002年3月31日

(4) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	250,656千円
短期金銭債務	109,123千円

(5) 棚卸資産

工事損失が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は179,556千円であります。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	750,812千円
関係会社に対する仕入高	411,864千円
関係会社との営業取引以外の取引	9,053千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類および株式数
普通株式

147,293株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金の繰入超過、賞与引当金の繰入超過等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等でありませ

ず。
なお、貸借対照表の繰延税金資産は、評価性引当額341,420千円を控除して計上しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

役員および個人主要株主等

属性	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注3)	科目	期末残高 (千円) (注3)
主要株主(個人) およびその近親 者が議決権の過 半数を所有して いる会社等	泰平産業(株) (注2)	(被所有) 直接1.6	当社の損害保険 の代理店	損害保険取引 (注1)	32,673	未払金および 工事未払金	661
役員および近親 者が議決権の過 半数を所有して いる会社等	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 保険料等については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(注2) 当社会長の渡邊忠泰氏が議決権の90.0%を直接保有しております。

(注3) 取引金額および期末残高には消費税等が含まれておりません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「Ⅶ. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

5,887円24銭

2. 1株当たり当期純利益

138円07銭

※本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社佐藤渡辺
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柳下 敏男
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吹上 剛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社佐藤渡辺の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社佐藤渡辺及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社佐藤渡辺
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柳 下 敏 男
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吹 上 剛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社佐藤渡辺の2022年4月1日から2023年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、また、非常勤社外取締役との定期的な意見交換会を実施するなどの意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

取締役会その他重要な会議に対面又はオンライン形式の出席や、代表取締役を含む各取締役との面談により、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、当社の取締役会でその経営状況を把握し、子会社の取締役等と対面又はオンライン形式にて意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は、法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月30日

株式会社 佐藤渡辺 監査役会

常勤監査役 山本 出 ㊟

監査役 石原 祥子 ㊟

監査役 久保 義人 ㊟

(注) 監査役 石原祥子及び監査役 久保義人は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

開催会場

東京都港区南麻布一丁目18番4号 当社本店会議室

TEL : 03 (3453) 7351



交通のご案内

都バス、三の橋および仙台坂下バス停から当社までは、徒歩約3分です。

地下鉄、麻布十番駅から当社までは、徒歩約10分です。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。